注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　２　該当する□にレ印を付けること。
　３　１の欄は、次によること。
　⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
　⑵　申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
　⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
　⑷　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
　４　２の欄は、次によること。
　⑴　①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。
　⑵　②の欄は、変更の具体的内容及び理由を記載すること。
　５　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
　６　申請（届出）書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［新設］

別表第五号　無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第20条の２第２項、第20条の３第３項、第20条の３の２第３項及び第20条の３の３第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）

□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）